

議案第49号

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

次のとおり住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月15日

三朝町長 吉田 秀光

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（三朝町印鑑条例の一部改正）

第1条 三朝町印鑑条例（昭和50年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 本町は、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。<u>以下「法」という。</u>)の規定により<u>三朝町の住民基本台帳に記録されている者</u>について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の<u>いずれかに該当する</u>場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)</u>又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名<u>又は通称</u>以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p><u>2 町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)</u>のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 本町は、本町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により<u>記録され、又は登録されている者</u>について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の<u>1に該当する</u>場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) <u>住民基本台帳又は外国人登録原票に記載され、又は登録された氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表されていないもの</u></p> <p>(2) 職業、資格その他氏名以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p>

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(4)～(7) 略

(8) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(登録事項の修正)

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳の記載事項に変更があつたときは、第12条の規定により印鑑の登録を抹消する場合を除き、印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(登録の抹消等)

第12条 町長は、第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出又は前条の規定による印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、当該届出又は申請が適正であることを確認した上、当該印鑑の登録を抹消する。

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

(1)及び(2) 略

(3) 氏名

(4)～(7) 略

(登録事項の修正)

第10条 町長は、印鑑の登録を受けている者について、住民基本台帳又は外国人登録原票の記載事項に変更があつたときは、第12条の規定により印鑑の登録をまつ消する場合を除き、印鑑登録原票の登録事項を修正しなければならない。

(登録のまつ消等)

第12条 町長は、第9条の規定による印鑑登録証の亡失の届出又は前条の規定による印鑑の登録の廃止の申請があつたときは、当該届出又は申請が適正であることを確認した上、当該印鑑の登録をまつ消する。

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号に1に該当するときは、当該印

<p>当該印鑑の登録を抹消しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、氏又は名<u>(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)</u>を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得したときを除く。)</u></p> <p>3 印鑑の登録を受けている者が、前項各号の<u>いずれかに</u>該当することとなった場合は、本人又は関係人は、速やかに印鑑登録証を返還しなければならない。</p>	<p>鑑の登録を<u>まっ</u>消しなければならない。</p> <p>(1) 氏名、氏又は名を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 印鑑の登録を受けている者が、前項各号の<u>1</u>に該当することとなった場合は、本人又は関係人は、速やかに印鑑登録証を返還しなければならない。</p>
---	---

(三朝町手数料条例の一部改正)

第2条 三朝町手数料条例(平成12年三朝町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>外国人登録原票記の写</u> <u>1通につき300円</u></p>

- (13) 略
- (14) 略
- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略

(14) 外国人登録原票記載事項証明 1  
通につき300円

- (15) 略
- (16) 略
- (17) 略
- (18) 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略
- (28) 略
- (29) 略
- (30) 略
- (31) 略
- (32) 略
- (33) 略
- (34) 略
- (35) 略
- (36) 略
- (37) 略
- (38) 略
- (39) 略
- (40) 略
- (41) 略
- (42) 略

(三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 三朝町営墓地の設置及び管理に関する条例（平成17年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(使用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を使用することができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により<u>三朝町の住民基本台帳に記録されている者</u>とする。ただし、町長が特に認める者については、この限りでない。</p>	<p>(使用者の資格)</p> <p>第4条 墓地を使用することができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により<u>本町の住民票に記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本町に登録されている者</u>とする。ただし、町長が特に認める者については、この限りでない。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日（以下「施行日」という。）から施行する。

(第1条に関する経過措置)

2 町長は、施行日の前日において第1条の規定による改正前の三朝町印鑑条例第2条第1項の規定に基づき印鑑の登録を受けていた者であって、施行日において第1条の規定による改正後の三朝町印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、町長は、速やかに、当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知しなければならない。